

喬木村空き家対策総合実施計画

1. 計画の実施地区の区域

(1) 実施地区（対象地区）の区域

所在地：喬木村全域

面積：6,661 h a

2. 基本の方針

(1) 実施地区の概要

村の約8割が森林原野で、標高は400m台から1,800m以上と標高差があり、丘陵、溪谷が入り組む複雑な地形で気候は温暖、四季の変化が明瞭で気温の日較差が大きい。

令和4年度に実施した調査では、空家数は127戸となっている。そのうちの65戸に対してアンケート調査を行ったところ6戸が空家バンクへの登録意向があることを確認した。

(2) 実施地区の課題

人口の社会減等の要因により、今後空き家が増加することが懸念され、空き家の発生抑制対策をとる必要がある。また、住宅地における老朽空家に起因する防災・防犯上の危険が懸念される。

(3) 実施地区の整備の方針

本来、空家等は個人の資産であり、憲法で規定する財産権や、民法で規定する所有権に基づき、所有者が管理するものである。これは、権利を保障し、管理する義務を課しているため、対応については、その所有者に求めることを基本とし、地域住民の生命、身体又は財産に深刻な影響を与える場合に限り、地域の安心安全を確保するため、村として必要最小限度の中で対応する。これは、あくまでも公益性に基づく危険排除のためであり、個人の財産である空家等の解体を前提とするものではない。また、所有者が自己解決に向けた対応を行うことができるよう、助言指導等必要な措置を講ずる。

また空家バンクや空家に対する補助制度を周知し移住定住に空家が利活用されるように努める。

空家所有者の意向を定期的に把握することで、特定空家の把握や空家バンクへの登録を推進する。

(4) 空き家対策総合実施計画の目標

計画期間：令和6年度～令和7年度

目 標：空家等の活用件数 2 件
空家等の除却件数 5 件

(5) 連携した協議会等の概要

名称：喬木村空家等対策協議会

代表者：喬木村長

主な構成員：建築関係者、権利関係者、村議会議員、区長会長

